

令和7年度 石狩市 組織運営方針

北石狩公平委員会事務局

北石狩公平委員会

北石狩公平委員会
事務局

事務局の役割

石狩市・当別町・新篠津村・石狩北部地区消防事務組合の四者で共同設置する人事行政機関である北石狩公平委員会の事務局として、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分についての審査請求などの事務処理を行います。

基本方針

- 職員の「利益の保護と公平な人事権の行使を保障」するため、公平、中立的な立場で公平審査等を行う。

重点事業

- ① 職員の給与、勤務時間その他勤務条件の措置の要求を審査・判定し、適正な措置を執るよう勧告を行う。
- ② 懲戒処分その他その意に反して不利益な処分を受けた職員からの審査請求について審査・判定し、必要がある場合には当局に対し処分を是正するための指示を行う。
- ③ 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し助言等を行うほか、必要な措置を行う。